

緊急事態宣言の発出等を受け、総務省から、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について通知が発出されていますので、お知らせいたします。

2 初 初 企 第 29 号
令和 3 年 1 月 8 日

都道府県・指定都市教育委員会 御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
浅 野 敦 行

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について（通知）

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づく緊急事態宣言が発出されました。

これに伴い変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 1 月 7 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、「緊急事態措置を実施すべき区域においては、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する」こととされました。また、まん延防止に関し、政府及び特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）が事業者に対して働きかけを行う取組として、「出勤者数の 7 割削減を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること」及び「20 時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20 時以降の勤務を抑制すること」等が示されています。

これに関連して、総務省から、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について」（令和 3 年 1 月 7 日付け総行公第 2 号）（以下「総務省通知」という。）が通知されていますので、お知らせいたします。

各教育委員会においては、総務省通知を踏まえ、適切に対応いただくようお願いいたします。

なお、公立学校の教職員の出勤については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や、本日、文部科学省から発出した「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）」（令和 3 年 1 月 8 日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長通知）において、地域一斉の臨時休業については避けるべきであること等を示していることも踏まえ、子供の健やかな学びの保障

等がなされる学校運営体制が確保されることを前提として、教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤やICTを活用した業務の実施など、あくまで可能な範囲で教職員の勤務の工夫を図っていただくようお願いします。

また、20時以降の不要不急の外出自粛については、学校の教職員を含め、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、学校や教職員の信用を失墜させない観点からも、改めて徹底をお願いします。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保については、これまで「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保について（通知）」（令和2年3月5日付け初等中等教育局財務課長通知）等により、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すようお願いしていますが、引き続き、地域や学校の実情に応じた取組を図っていただきますようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。以下同じ。）町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、本件について周知を図るとともに、十分な指導・助言に努めていただくようお願いいたします。また、各都道府県教育委員会におかれては、本件について域内の市町村教育委員会が設置する学校に対して周知が図られるよう配慮をお願いします。

【別添】 「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について」（令和3年1月7日付け総行公第2号）（※別添省略）

【連絡先】

（学校の教職員について）

文部科学省 初等中等教育局

初等中等教育企画課 教育公務員係

（電話）03-5253-4111（内線 2588）

（教育委員会事務局の職員について）

文部科学省 初等中等教育局

初等中等教育企画課 地方教育行政係

（電話）03-5253-4111（内線 4676）

総行公第2号
令和3年1月7日

各都道府県知事
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市市長
(人事担当課扱い) } 殿

総務省自治行政局公務員部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言が発出されました。

これに伴い変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(別添1)においては、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、「緊急事態措置を実施すべき区域においては、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する」こととされました。また、まん延防止に関し、政府及び特定都道府県(緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県)が事業者に対して働きかけを行う取組として、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること」及び「20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること」等が示されています。

これに関連して、本日、内閣官房内閣人事局から各府省に対し、「緊急事態宣言発令後の出勤回避等の取組について(依頼)」(別添2)が発出されました。

つきましては、特定都道府県においては、下記の取組について対応方お願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保については、これまで令和2年3月5日付け総行公第29号公務員課長通知等により、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すようお願いしていますが、引き続き、地域の実情に応じた取組を図るとともに、本日付けの総務省地域力創造審議官名事務連絡(別添3)により通知している新型コロナウイルスワクチン接種に向けた庁内体制の拡充についても、取組を進めていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 出勤回避等について

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、必要な行政機能を維持することを前提として、各団体の状況に応じ可能な限り、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務等により出勤者の削減に取り組むこと。併せて、時差出勤による人との接触の低減にも取り組むこと。

2 20時以降の不要不急の外出自粛について

20時以降の不要不急の外出自粛を徹底するため、職員等への周知を図ること。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部公務員課
電 話：03-5253-5542（直通）